

令和5年度も

「窓口業務時間延長」を実施します！

第1・3木曜日は
午後7時まで！



実施日▼

4月	5月*	6月	7月	8月	9月
6日・20日	11日・18日	1日・15日	6日・20日	3日・17日	7日・21日
10月	11月	12月	令和6年1月*	2月	3月
5日・19日	2日・16日	7日・21日	11日・18日	1日・15日	7日・21日

延長時間▼午後7時まで(通常の開庁時間は午前8時30分～午後5時15分)

その他▼▽5月と令和6年1月は第2・3木曜日の実施となりますのでご注意ください。▽新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のため、窓口業務時間延長を取りやめとする場合があります。

問い合わせ▼詳細は、村公式ホームページ(右の二次元コードからアクセス可)をご覧くださいか、各実施課(役場代表☎282-1711)へお問い合わせください。



実施課および取り扱い業務

役場行政棟1階	取り扱い業務
住民課	住民登録(転出・転入等)、印鑑登録、マイナンバーカード関連、パスポート(交付のみ)、各種証明書・許可書の発行、戸籍届出等 ※住所または本籍地が他市町村の場合、戸籍届出は受け付けのみとなります。
保険課	国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療保険、医療福祉(マル福・マル特)等に関する手続き 介護保険に関する手続き
税務課	固定資産評価額証明書、固定資産課税証明書、所有不動産証明書(以上は本年度課税分のみ)、村・県民税課税証明書、納税証明書、所得証明書、軽自動車車検用納税証明書、事業所所在証明書の発行、村税納税相談(要予約)
会計課	村・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育所(園)・認定こども園保育料、下水道使用料等の支払い ※国税、県税、国民年金保険料の取り扱いはできません。
役場行政棟4階	取り扱い業務
子育て支援課	保育所・幼稚園・認定こども園(保育・教育認定、利用の手続き)、児童手当・児童扶養手当の申請等
役場議会棟1階	取り扱い業務
水道課	給水の開始・中止の手続き、名義変更等の手続き、上下水道料金の支払い ※下水道使用料のみの取り扱いは会計課となります。

健康増進課(保健センター☎282-2797)については、窓口業務時間延長の実施日を定めていませんが、開庁時間外の来庁を希望する際は随時対応しますので、事前にお問い合わせください。

総合福祉センター「絆」	取り扱い業務
健康増進課 (保健センター)	母子健康手帳の交付・予防接種問診票の交付等、母子保健に関する手続き ※母子健康手帳の発行は、健康増進課(保健センター)で実施しています。